

奈良県訓令第七号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月十日から施行する。

平成二十五年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第四号中「処理」の下に「及び行政文書の起案、決裁、保存等文書管理に関する事務の処理」を加える。

第十五条第一項中「速やかに、」の下に「総務事務システムに受領の登録を行い、又は」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第十三条第一項前段」を「第十三条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により、受信した文書の内容を用紙に出力する場合において、当該文書の内容を電磁的記録として保存する必要があると認めるときは、総務事務システムに受領の登録を行うことができる。

第十八条第一項ただし書中「符せん」を「付箋」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

八 総務事務システムにより施行するもの 総務事務システム施行

第十八条第七項中「符せん」を「付箋」に改める。

第十八条の二中「符せん」を「付箋」に改め、「上で」の下に「供覧し、又は別に定めるところにより総務事務システムを用いて」を加える。

第三十二条第三項中「電子メール」の下に「、総務事務システム」を加える。